

議第 4 号

京丹後市議会委員会条例の一部改正について

京丹後市議会委員会条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

京丹後市議会議長 谷 津 伸 幸 様

令和 5 年 1 2 月 2 5 日提出

提出者 京丹後市議会 議会運営委員会委員長 田 中 邦 生

提案理由

議会基本条例第 2 1 条の規定による検証の結果及び「こども部」の設置に係る京丹後市組織条例の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市議会委員会条例の一部を改正する条例

京丹後市議会委員会条例（平成16年京丹後市条例第230号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「健康長寿福祉部」の次に「、こども部」を加える。

第15条の次に次の1条を加える。

（委員会の開会方法の特例）

第15条の2 委員長は、災害等の発生、感染症のまん延防止等及び公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会を開くことができる。ただし、第20条第1項の秘密会は、この限りでない。

2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をして、委員会にオンラインによる方法で出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第18条に次の1項を加える。

2 前項の委員長又は委員が、第15条の2第2項の規定による届出をして、委員会にオンラインによる方法で出席しているときは、当該委員長又は委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。

第21条に次の1項を加える。

2 前項の規定により出席を求められた者は、オンラインによる方法で出席するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出

なければならない。

第25条に次の1項を加える。

3 公述人は、オンラインによる方法で公聴会に出席することができる。

第28条に次の1項を加える。

2 前項ただし書は、オンラインによる方法で出席する公述人には準用しない。

第29条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 参考人は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

京丹後市議会委員会条例(平成16年京丹後市条例第230号)新旧対照表

現行	改正案
<p>京丹後市議会委員会条例</p> <p style="text-align: right;">平成16年6月2日 条例第230号</p> <p>第1条 (略) (常任委員会の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 文教厚生常任委員会 6人 健康長寿福祉部 _____、医療部、市立病院及び教育委員会の所管に関する事項</p> <p>(3) 産業建設常任委員会 6人 予算及び決算に関する事項</p> <p>第3条～第15条 (略)</p>	<p>京丹後市議会委員会条例</p> <p style="text-align: right;">平成16年6月2日 条例第230号</p> <p>第1条 (略) (常任委員会の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 文教厚生常任委員会 6人 健康長寿福祉部、<u>こども部</u>、医療部、市立病院及び教育委員会の所管に関する事項</p> <p>(3)・(4) (略) 予算及び決算に関する事項</p> <p>第3条～第15条 (略)</p> <p><u>(委員会の開会方法の特例)</u></p> <p><u>第15条の2 委員長は、災害等の発生、感染症のまん延防止等及び公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会を開くことができる。ただし、第20条第1項の秘密会は、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>3 前項の規定による届出をして、オンラインによる方法で委員会に出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。</u></p>

現行	改正案
<p>第16条～第17条 (略) (委員長及び委員の除斥)</p> <p>第18条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。</p> <p>第19条～第20条 (略) (出席説明の要求)</p> <p>第21条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法令又は条例に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。</p> <p>第22条～第24条 (略) (公述人の決定)</p> <p>第25条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。</p> <p>2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対</p>	<p><u>4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p> <p>第16条～第17条 (略) (委員長及び委員の除斥)</p> <p>第18条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。</p> <p><u>2 前項の委員長又は委員が、第15条の2第2項の規定による届出をして、委員会にオンラインによる方法で出席しているときは、当該委員長又は委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。</u></p> <p>第19条～第20条 (略) (出席説明の要求)</p> <p>第21条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法令又は条例に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てなければならない。</p> <p><u>2 前項の規定により出席を求められた者は、オンラインによる方法で出席するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。</u></p> <p>第22条～第24条 (略) (公述人の決定)</p> <p>第25条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。</p> <p>2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対</p>

現行	改正案
<p>者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。</p> <p>第26条～第27条 (略)</p> <p>(代理人又は文書による意見の陳述)</p> <p>第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。</p> <p>(参考人)</p> <p>第29条 委員会が参考人の出席を求めるときは、議長を経なければならない。</p> <p>2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。</p> <p><u>3</u> 参考人については、前3条の規定を準用する。</p> <p>第30条～第31条 (略)</p>	<p>者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。</p> <p><u>3 公述人は、オンラインによる方法で公聴会に出席することができる。</u></p> <p>第26条～第27条 (略)</p> <p>(代理人又は文書による意見の陳述)</p> <p>第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。</p> <p><u>2 前項ただし書は、オンラインによる方法で出席する公述人には準用しない。</u></p> <p>(参考人)</p> <p>第29条 委員会が参考人の出席を求めるときは、議長を経なければならない。</p> <p>2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。</p> <p><u>3 参考人は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。</u></p> <p><u>4 参考人については、前3条の規定を準用する。</u></p> <p>第30条～第31条 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>